

令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務

(2) 事業の目的

県外からの移住の促進に関しては、県、市町村及び各産業団体の連携のもと、当センターを中心に取り組んでおり、直近の令和4年度の移住実績は、1,185組1,730人と過去最多であった。

一方で、若年人口の減少が顕著である中山間地域においては、若者、特に女性の人口増加につながる取り組みの強化が必要であり、令和5年度に策定する「中山間地域再興ビジョン」において、4年後に3千人以上の移住者を呼び込むことを目標に掲げ、Uターン候補者や若者、女性をターゲットとした取り組みを一層強化していく。

このため、本事業では、「第2 業務の内容」に掲げる取り組みにより、新たな移住関心層を掘り起こすとともに、ターゲット層へのアプローチの手法と質を強化し、本県への移住（U I ターン）気運の醸成及び行動の喚起につなげることを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務仕様書(案)」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

2 見積限度額

20,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補

者」という。)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と(一社)高知県UIターンサポートセンター(以下「センター」という)は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進み、交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めてセンターと交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者、又は参加申し込み時に申請中であり、契約締結時までに登録が予定されている者であること
- (2) 過去3年以内に同種、類似業務の実績があること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び消費税、地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

- (1) 日時

令和6年3月5日(火)11時から

- (2) 実施方法

Zoomを利用したオンライン開催

※参加を希望する事業者は、説明会参加申込書(様式1)を令和6年3月4日(金)15時までに下記「15問合せ先」へFAXまたは電子メールで送信し、電話により着信を確認すること。

※ZoomのURLやミーティングID等は、別途、参加希望者にお知らせする。

7 質疑と回答

質疑は令和6年3月7日(木)17時まで(必着)に募集要領で別途定める質疑書(様式2)により、持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)若しくはFAX、電

子メールで受け付ける。FAX又は電子メールにより質疑を行った事業者は、必ず電話で着信を確認すること。質疑と回答の内容は、センターのホームページに令和6年3月12日（火）までに掲載する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外は受け付けない。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を予定している事業者は、募集要領で別途定める参加申込書（様式3）に資格要件の確認書類を添えて申し込みをしてください。申し込みにあたって提出する書類は次表のとおりとする。

〔提出書類及び提出部数等〕

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（別紙様式3）	A4縦	1部
2	組織概要書	A4縦	1部
3	同種、類似業務の実績一覧表及びその内容の分かる資料	A4縦	1部

(1) 参加申込書等の提出

- ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- イ 提出部数 1部
- ウ 提出期限 令和6年3月14日（木）15時（必着）
- エ 提出先 〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番32号

こうち勤労センター5階

（一社）高知県UIターンサポートセンター TEL088-855-6648

(2) 資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年3月15日（金）までに申込者へ電子メールの送信等で通知する。

(3) 資格要件がなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（センターの閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。
- イ センターは説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して3日（センターの休業日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別途定める「令和6年度デジタルマーケティング活用事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和6年3月26日（火）（予定）までに全ての参加者に文書で通知する。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づき対処するものとする。

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程

https://www.iju-jinzai.kochi.jp/?page_id=156

12 日程

令和6年3月5日（火）11:00 説明会

令和6年3月7日（木）17:00 質疑書提出締め切り

令和6年3月14日（木）15:00 参加申込及び資格確認書類提出締め切り

令和6年3月21日（木）12:00 企画提案書の提出締め切り

令和6年3月25日（月） 審査委員会（プレゼンテーション）

令和6年3月26日（火） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。（センター及び審査委員会での使用に限る。）
- (3) 提出された企画提案書は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとする。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を募集要領で別途定める様式4により提出すること。

開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同規程に基づきセンターが客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14 その他

- (1) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) この事業は高知県の補助を受けて実施するものであり、補助金の交付決定がなされなかった場合には、当該業務に係る一切の手続きを停止し、事業を実施しない場合がある。

15 問合せ先

高知県 中山間振興・交通部 移住促進課 岡村、安藤

TEL 088-823-9740

FAX 088-855-9756

E-mail 070401@ken.pref.kochi.lg.jp

または、(一社)高知県UIターンサポートセンター 堀部、吉良

TEL 088-855-6648

FAX 088-855-7764

E-mail office@iju-jinzai.kochi.jp

16 提案書の提出先

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター5階

(一社)高知県UIターンサポートセンター 堀部、吉良

TEL 088-855-6648

FAX 088-855-7764

E-mail office@iju-jinzai.kochi.jp